

介護保険住宅改修費等への受領委任払いの導入に関する情報収集結果

- 被保険者（利用者）の立替払いの不要化をめざして -

令和5年3月
中部管区行政評価局

情報収集の概要

- ◇ 介護保険による住宅改修等において、被保険者が保険給付分について立て替えた後にこれに要した費用の交付を受ける「償還払い」は、一時的とはいえ経済的負担が大きく、立替払いを不要にできないかとの行政相談が、中部管区行政評価局管内にあった。
- ◇ 中部管区行政評価局（局長：牛島授公）は、被保険者の負担軽減を図る観点から、立替払いを不要とする「受領委任払い」の導入による影響や未導入の理由について情報収集した。
- ◇ 情報収集の結果、①受領委任払いの導入は被保険者に一時的な負担が生じないメリットがあり、導入済保険者では多くの被保険者にこの仕組みが利用されていること、②未導入の場合は一時的な負担から住宅改修を諦めるケース等があることを把握した。また、導入済保険者からは、受領委任払いの導入に際して大きな負担はなく、導入後についても事務負担が軽減されたとの意見が聞かれた。
一方、未導入保険者では、未導入の理由として、①原則償還払いとされていること、②国から特に受領委任払いの導入を推奨されていないことが挙げられている。
- ◇ 中部管区行政評価局は、この情報収集結果を取りまとめ、「厚生労働省においてより一層、受領委任払いに関する周知に取り組むことが望ましい」とするレポートを総務省行政評価局に報告した。
- ◇ 本レポートを、総務省行政評価局から厚生労働省に情報提供し、厚生労働省では、全国担当課長会議で紹介するとともに、受領委任払いの導入に関する周知を実施した。



総務省行政相談マスコット
「キクーン」



【照会先】

総務省 中部管区行政評価局 評価監視部 第一評価監視官 渡邊
電 話：052-972-7426 メール：chbhyk01@soumu.go.jp
石川行政評価事務所 評価監視官 室屋、村辻
電 話：076-222-5241 メール：ishik10@soumu.go.jp

中部管区行政評価局
のホームページはこ
ちらからどうぞ



介護保険住宅改修費等への受領委任払いの導入に関する情報収集について

令和5年3月 総務省中部管区行政評価局

背景

- 中部管内で、「立替払いは一時的とはいえ経済的負担が大きいので、受領委任払いを導入してほしい」旨の**行政相談**（注）あり
- ※住宅改修では費用（上限20万円）の7割～9割を立替負担することが必要

（注）行政相談委員を通じた三重行政相談センターへの相談。行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約5,000人（各市（区）町村に1人以上）が配置されています。

立替えだと負担は大きいね



<制度>

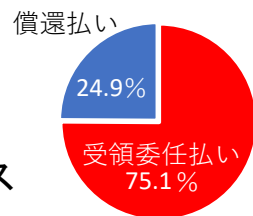
- 介護保険制度では、住宅改修や福祉用具購入の費用の一部が保険給付の対象
- 全国で約93万件、給付額約500億円の利用あり（令和2年度住宅改修及び福祉用具購入の合計）
- 保険者が被保険者の立替えを不要とする「受領委任払い」の仕組みを導入していない場合、被保険者が一時的に立て替える必要

情報収集結果の概要

<被保険者>

- 受領委任払い未導入の場合、住宅改修を諦めたケースや、住宅改修を支払が可能な額に相当する部分にとどめたケース等あり

受領委任払いを導入した場合の住宅改修費の利用状況



- 保険者から、受領委任払い導入で、一時的な負担が少なくなることから被保険者の利便性が向上したとの意見あり
- 受領委任払いを導入した場合、その利用割合は高い

<保険者>

- 導入済保険者は、受領委任払いを導入する際に大きな負担は感じていない
- 導入後の事務手続では被保険者の振込口座入力が不要になるなど負担が軽減されているとの意見あり
- これまで未導入だった主な理由は、「原則償還払い」とされていること（10保険者中8保険者）など

<厚生労働省のこれまでの取組>

- 各地方公共団体に配布した研修テキストに受領委任払いの解説等を掲載

レポート送付

- 中部管区行政評価局が情報収集結果を取りまとめて総務省行政評価局へ報告
- 「厚生労働省においてより一層、**受領委任払いの導入に関する周知に取り組むことが望ましい**」

行政評価局が情報提供

- 厚生労働省にレポートを送付

厚生労働省の対応

- 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、レポートを紹介し、受領委任払いの導入に係る周知を実施

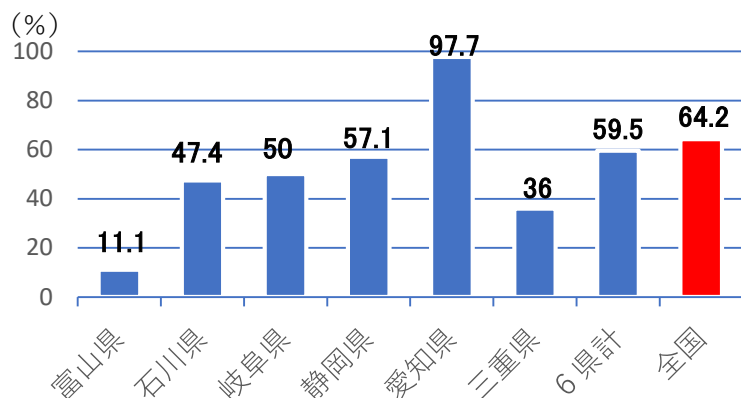


被保険者の負担が軽減されることを期待したいね



受領委任払いの導入状況（中部6県と全国）

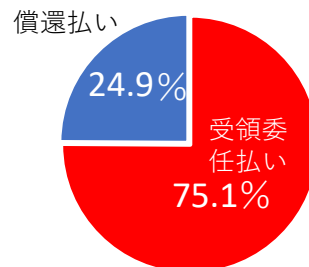
住宅改修費(令和3年度)の受領委任払いの導入状況



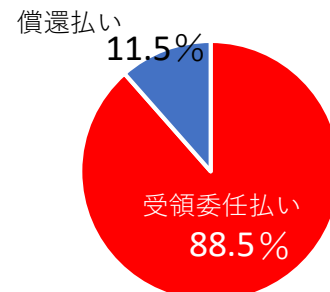
当局管内6県(富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県)における住宅改修費の受領委任払いを導入している保険者の割合は、愛知県を除き、いずれの県も全国平均(住宅改修64.2%)よりも低い(福祉用具購入費も同様の傾向)。

受領委任払いの利用状況

受領委任払いを導入した場合の住宅改修費(令和3年度)の利用状況



受領委任払いを導入した場合の福祉用具購入費(令和3年度)の利用状況



令和3年度の導入済保険者における被保険者による受領委任払いの利用割合は、住宅改修費で75.1%、福祉用具購入費で88.5%を占めている。

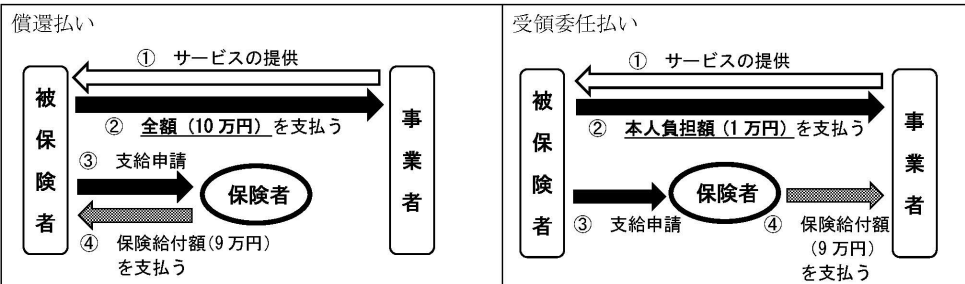
※ 当局が情報収集した導入済保険者の利用件数を合計し、割合を計算した(ただし年度後半に導入し、運用期間が短い保険者分は計算に入れていない)

未導入の理由

未導入保険者及び導入済保険者の大半は、未導入又は導入していなかった理由について、「原則償還払いとされているから」(10保険者中8保険者)などとしており、以下のような意見があった。

- 受領委任払いが実施可能である旨の明確な規定がないことは、導入の障壁になったと考える。
- 受領委任払いを導入しないという方針や考えがあったわけではなく、国から受領委任払いの導入促進の方針が示されれば、それに応じて受領委任払いの導入を検討することになったと思う。

償還払いと受領委任払いの違い



(注) 本人負担額1割の被保険者が10万円の住宅改修又は福祉用具購入を行った場合の例である。

受領委任払いとは、被保険者が介護保険給付金の受領権限を住宅改修事業者及び福祉用具販売業者に委任することで、被保険者は負担割合に応じた額を支払い、保険給付分については保険者から直接住宅改修事業者等に支払うものである。

受領委任払いの導入による影響

<被保険者について>

受領委任払いが未導入の段階で被保険者に生じていた支障(居宅介護支援事業者の意見)

- 一時的に費用の全額を支払わなければならないため、被保険者が住宅改修自体を諦めた。
- 住宅改修を、支払が可能な額に相当する部分にとどめた。

導入により

☞ 受領委任払い導入後

(保険者の意見)

- 被保険者にとっては支払方法の選択肢が増え、一時的な負担も少なくなることから、被保険者の利便性が向上した。

(居宅介護支援事業者・住宅改修事業者の意見)

- 被保険者から一時的な全体費用の立替えが不要になってよかったとの反響があった。
- 介護保険制度の趣旨として、被保険者が自らサービスを選ぶということがあると考える。償還払いのために経済面を気にしてサービスの選択肢を減らすという事態が発生するのは、このような趣旨に合わないことから、そうした懸念が解消される受領委任払いの導入は、被保険者にとってメリットが大きい。

<保険者について>

受領委任払い導入後には、受領委任払い登録事業者の振込口座の登録などに関する事務が新たに発生する場合はあるものの、導入済保険者の大半が、受領委任払いの導入により「申請ごとに被保険者の振込口座を入力する等の事務負担が軽減された」というメリットがあったとしている。

☞ 導入時の負担

近年受領委任払いを導入した保険者は、導入する際には、①事務処理に係る要綱の制定、②介護保険システムの改修、③住宅改修事業者等への周知などの事務について検討しているが、先行して導入した他の保険者を参考とするなどにより、大きな負担を感じることなく導入することができたとしている。